

【上池袋町会会則】

第一章 総 則

- 第1条 本町会は、上池袋町会と称す。
- 第2条 本会は、豊島区上池袋1丁目の一部及び2丁目の一部、居住者にて組織する。
- 第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。
- 第4条 本会は、会員の親睦を計り、自治及び社会福祉の向上を目的とする。
- 第5条 本会は、第4条の目的達成の為に次の行事を行う。
- 1、会員相互の社会福祉に関する事。
 - 2、防災防火、防犯、交通に関する事。
 - 3、保健衛生、及び環境に関する事。
 - 4、福利厚生に関する事。

第二章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|---------|
| 1、会 長 | 1名 | 2、副 会 長 | 若干名 |
| 3、会 計 | 2名 | 4、会計監査 | 2名 |
| 5、部 長 | 6名 | 6、顧 問 | 若干名 |
| 7、相 談 役 | 若干名 | 8、役 員 | 各部より若干名 |
- 第7条 本会の役員は会員の中より各部に於いて互選し会長は之を委嘱する。
- 1、会長、副会長、会計及び会計監査は役員より選出し総会の承認を得なければならない。
 - 2、顧問及び相談役は役員会に於いて推薦する。
- 第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第9条 役員職務は、次の通りとする。
- 1、会長は、本会を代表し、区政連絡委員を兼ねる。
 - 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
庶務・福利厚生・保健衛生・防災防火・防犯及び交通の各部長をそれぞれ兼任する。
 - 3、会計は、経理を担当する。
 - 4、その他役員は、部内の会員と緊密なる連絡を保ち各事業の運営を計る。
 - 5、会計監査は、会計を監査する

第三章 総会及び役員会

- 第10条 本会の会議は、次により開催する。
- 1、総会は毎年5月に開催し、臨時総会は、役員会の決議により開催する。
 - 2、支部長会議・役員会は、適宜これを開催する。
 - 3、決議は、出席者の3分の2以上賛同を得なければならない。

第四章 会 計

- 第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入を持ってこれに充てる。
- 第12条 本会の会費は、1世帯月額200円以上とする。
又個人加入が原則であるが共同住宅の場合も1世帯月額200円以上とする。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第五章 弔 意

- 第14条 次の場合、弔意金を贈り弔意を表す。
- | | |
|------------------|---------------|
| 会員死亡の場合は | 金 5,000 円とする。 |
| 会員の配偶者及び同居家族の場合は | 金 3,000 円とする。 |

附 則

- 第15条 本会則の変更は、総会の決議による。
但し急を要する場合及び会則にない事項については、役員会等に諮り施行することが出来る。